

(第186回定時株主総会招集ご通知添付書類)

# 第186期報告書

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

古河電気工業株式会社

## 【目次】

事業報告	1
連結貸借対照表	36
連結損益計算書	37
連結株主資本等変動計算書	38
連結注記表	39
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	44
連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本	45
貸借対照表	46
損益計算書	47
株主資本等変動計算書	48
個別注記表	49
会計監査人の監査報告書 謄本	54
監査役会の監査報告書 謄本	55

# 事業報告

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当期における企業集団の事業の経過および成果

当期の世界経済は、原油や一次産品の価格が歴史的な高水準で推移し、米国サブプライムローン問題に起因して国際金融市場が動揺する中であって、高成長を続ける中国をはじめアジアや欧州の景気は総じて堅調に推移しました。一方、米国では住宅市場の冷え込みなどサブプライムローン問題が実体経済にも影響を及ぼしつつあり、景気の減速感が強まってまいりました。わが国におきましては、アジアや欧州向けの輸出が好調で、個人消費も力強さには欠けるものの底堅く推移しましたが、改正建築基準法の施行後の混乱から住宅着工が大幅に減少したほか、サブプライムローン問題の影響で、特に年明け以降、円高が急激に進行し、株価も低迷したことから、景気の先行き不透明感が増してまいりました。

このような環境の下、当社グループにおきましては、2年目を迎えた中期経営計画「イノベーション09」に基づき、自動車や電子部品関連など今後の成長が期待される重点分野への投資を積極的に行うとともに、後述のとおり事業やグループ会社の再編を促進し、効率化やグループ・ガバナンスの強化等を図ってまいりました。また、銅やアルミ、石化製品等の原材料や燃料の価格が高水準で推移する中、収益を確保するため、製品価格への転嫁を進めるとともに、歩留や生産性の向上等によるコストダウンに努めてまいりました。さらに、棚卸資産の削減や売掛債権の圧縮に取り組み、原材料価格の高騰等による運転資金の増加の抑制や有利子負債の削減に努めてまいりました。

当期の業績につきましては、海外を中心に情報通信関連需要が回復したことや、電子部品、自動車関連製品等の需要が好調であったことに加え、銅・アルミ等の価格高騰の影響もあり、連結売上高は1兆1,742億円（前期比6.3%増）、うち海外売上高は3,544億円（前期比9.6%増）となりました。

一方、損益面につきましては、エネルギーコストの上昇に見舞われた軽金属部門

をはじめ、金属部門やエネルギー・産業機材部門においても、原材料・燃料等の価格高騰によるコストアップを、製品価格への転嫁や生産面でのコストダウン努力で補いきれなかったことに加え、税制改正による減価償却費の増加（影響額42億円）があったことなどから、連結営業利益は484億円（前期比9.7%減）に止まりました。これに加えて円高ドル安による為替差損31億円が発生したこと等により連結経常利益は408億円（前期比17.7%減）となりました。また、有価証券の売却益など総額54億円の特別利益を計上する一方、環境対策費用や固定資産処分損等の特別損失152億円が発生したため、税金等を差し引いた連結当期純利益は152億円（前期比48.6%減）となりました。

当社単独の業績につきましては、売上高は5,326億円（前期比6.4%増）、営業利益は93億円（前期比34.0%減）、経常利益は129億円（前期比19.7%減）となり、税金の還付金を原資とするカナダ子会社からの特別配当金などの特別利益276億円と、米国子会社に対する貸付金に係る貸倒引当金繰入損や環境対策費用等の特別損失237億円を計上した結果、税金等を控除した当期純利益は104億円（前期比32.8%減）となりました。

次に、部門別の状況について、ご報告いたします。

#### [情報通信部門]

情報通信部門におきましては、FTTH関連市場が伸長したことに加え、欧米を中心に光ファイバケーブルの需要が増加したほか、一時低迷していた光アンプの需要が回復し、CATV関連製品の売上も好調であったものの、米国光部品製造子会社であったOCP社株式売却により同社売上高が計上されなくなったこと等により、部門の連結売上高は1,631億円（前期比1.8%減）となり、連結営業利益につきましても、製品価格の下落等があり、業績が低迷していたOCP社での営業損失を補いきれず、109億円（前期比3.0%減）となりました。また、単独売上高は819億円（前期比3.9%増）となりました。

なお、前期に買収後初めて営業黒字化したOFSは、欧州やロシアでの光ファイバケーブル需要の拡大に支えられ、当期も増収増益を達成し、黒字体質が定着してま

いました。

#### [エネルギー・産業機材部門]

エネルギー・産業機材部門におきましては、改正建築基準法の施行に伴う住宅着工の大幅減少の影響で建材用発泡製品や建設向け産業電線等の売上が低迷したものの、中国における電力ケーブル需要が好調を継続し、DDF（三次元実装用テープ）など半導体製造用テープの売上も大幅に伸長したことなどから、当部門の連結売上高は3,150億円（前期比7.1%増）となりました。一方、連結営業利益につきましては、発泡製品や建設向け産業電線等において、原油価格等の高騰による原材料価格の上昇分の製品価格への転嫁が進まなかったことなどにより、81億円（前期比11.4%減）となりました。また、単独売上高は1,683億円（前期比6.9%増）となりました。

なお、DDF等の半導体製造用テープにつきましては、旺盛な需要に応じていくため、当社平塚事業所内の第一工場に加え、当社三重事業所内に第二工場を開設し生産能力を大幅に増加させました。

また、電力部品の事業基盤を強化するため、エフシーアイジャパン(株)より同社の電力部品事業部門（横須賀事業所）を買収しました。

#### [金属部門]

金属部門におきましては、電解銅箔の需要が好調を継続し、付加価値の高い特殊箔の売上が増大したことに加え一般箔の売上も伸長し、更に銅地金価格の高止まりもあり、当部門の連結売上高は2,137億円（前期比10.3%増）となりました。一方、デジタル機器向け銅条製品やめっき製品、エアコン用銅管は、売上は伸長したものの、副原料や燃料等の価格高騰による原材料・燃料価格の上昇分をコストダウン努力で吸収しきれなかったことにより、連結営業利益は60億円（前期比20.2%減）となりました。また、単独売上高は1,294億円（前期比10.8%増）となりました。

なお、需要が拡大している電解銅箔につきましては、わが国および台湾の子会社において増産のための設備投資を実施しています。

#### [軽金属部門]

軽金属部門におきましては、主要製品である飲料用缶材や印刷機器用材の輸出が伸長した半面、改正建築基準法施行の影響による建築関連需要の低迷やIT関連需要の回復の遅れにより、一般汎用材や半導体・液晶製造装置用厚板の売上は減少しました。アルミ地金価格の上昇に伴う製品売値の上昇もあり、当部門の連結売上高は2,585億円（前期比4.8%増）となりましたが、燃料等の価格高騰をコストダウン努力で吸収しきれなかったことなどにより、連結営業利益は123億円（前期比17.5%減）と大幅な減益を余儀なくされました。

#### [電装・エレクトロニクス部門]

電装・エレクトロニクス部門におきましては、ワイヤーハーネスなどの自動車部品の売上が当社担当車種の販売が堅調であったことから伸長し、メモリーディスク用アルミブランク材やゲーム機向けを中心とするヒートシンク（電子機器用放熱部品）の需要も旺盛であったことから、巻線の売上は低迷したものの、当部門の連結売上高は2,685億円（前期比11.5%増）、連結営業利益は90億円（前期比4.1%増）となり、単独売上高は1,482億円（前期比4.0%増）となりました。

なお、重点分野の一つである自動車部品事業のさらなる発展を図るため、昨年10月には当社の自動車部品事業を100%子会社の古河AS(株)（旧商号：古河オートモティブパーツ(株)）に統合し、部品事業とワイヤーハーネス事業を一体運営する体制を敷きました。また、経済が急成長しているインドにおいても自動車部品事業を展開するため、昨年8月に現地資本との合弁会社を設立し、本年9月からワイヤーハーネスの生産を開始する予定です。

さらに、メモリーディスクにつきましては、現在のアルミブランク材に加え、ガラス基板の製造販売にも進出することといたしました。当社独自開発の製法により、高品質・低コストのガラス基板を製造してまいります。

#### [サービス等部門]

サービス等部門におきましては、情報処理・ソフトウェア開発、物流、各種業務

受託等による当社グループの各事業のサポート、不動産の賃貸等を行っておりますが、当部門の連結売上高は458億円（前期比13.9%増）、連結営業利益は15億円（前期比5.6%減）となり、単独売上高は46億円（前期比3.7%減）となりました。

なお、昨年10月には、当社初の試みとして「古河電工グループ総合技術展」を開催し、取引先や株主の皆様など2日間で6千名を超える方々にご来場いただきました。この技術展では、当社およびグループ会社の技術・製品を紹介して、ご来場の方々に当社グループの事業領域の幅広さ、素材技術力の奥深さ、未来への技術推進力をアピールし、好評を博しました。また、技術展の開催に合わせて、グループ全体で目指す方向や価値観を共有化するための「古河電工グループ理念」を制定するとともに、新しいコーポレート・メッセージ「Bound to Innovate」を定めました。

[部門別連結売上高および連結営業利益]

(単位：百万円)

部 門 名	連結売上高	前期比増減額	連結営業利益	前期比増減額
情 報 通 信 部 門	163,117	△3,047	10,982	△338
エネルギー・産業機材部門	315,034	20,765	8,133	△1,049
金 属 部 門	213,740	19,873	6,091	△1,538
軽 金 属 部 門	258,553	11,882	12,396	△2,637
電装・エレクトロニクス部門	268,561	27,617	9,072	356
サ ー ビ ス 等 部 門	45,800	5,587	1,519	△89
消 去 ま た は 全 社	△90,561	△13,141	251	110
合 計	1,174,247	69,538	48,447	△5,185

〔事業の譲渡、吸収分割等企業再編行為等の状況〕

当期におきましても、前期に引き続き、事業やグループ会社の再編を積極的に推進しました。その主なものは、次のとおりです。

子会社同士の合併 (平成19年4月)	同一または類似の事業を行っている子会社について、事業基盤の強化や効率化、管理体制の充実等を図るため、次の4件の100%子会社同士の合併を実施しました。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>存続会社</th> <th>消滅会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>古河エレコム(株)</td> <td>富士レックス(株)</td> </tr> <tr> <td>古河樹脂加工(株)</td> <td>九州エフレックス(株)</td> </tr> <tr> <td>材工(株)</td> <td>九古マテリアル(株)</td> </tr> <tr> <td>古河ライフサービス(株)</td> <td>晃栄産業(株)および古河電工旭開発(株)</td> </tr> </tbody> </table>	存続会社	消滅会社	古河エレコム(株)	富士レックス(株)	古河樹脂加工(株)	九州エフレックス(株)	材工(株)	九古マテリアル(株)	古河ライフサービス(株)	晃栄産業(株)および古河電工旭開発(株)
	存続会社	消滅会社									
	古河エレコム(株)	富士レックス(株)									
	古河樹脂加工(株)	九州エフレックス(株)									
材工(株)	九古マテリアル(株)										
古河ライフサービス(株)	晃栄産業(株)および古河電工旭開発(株)										
OCP社の売却 (平成19年6月)	米国の子会社OCP社 (Optical Communication Products, Inc.) の当社所有株式全部 (同社発行済株式総数の約58%) を、Oplink社 (Oplink Communications, Inc.) に売却しました (対価の85%相当額は現金、15%相当額はOplink社株式を受領)。OCP社は光部品メーカーですが、当社の光部品事業とは事業領域が異なり業績も低迷していたことから、Oplink社からの買収提案に応じて売却したものです。										
自動車部品事業の統合 (平成19年10月)	当社の自動車部品事業を吸収分割により100%子会社の古河AS(株)に承継させ、部品事業とワイヤーハーネス事業を一体運営する体制を敷きました。なお、吸収分割後の古河AS(株)の経営の安定化・円滑化を図るため、吸収分割に先立ち、平成19年9月に当社と古河オートモーティブパーツ(株) (吸収分割と同時に古河AS(株)に商号変更) との間で株式交換を実施し、同社を100%子会社といたしました。										
FISA社の100%子会社化 (平成19年12月)	ブラジルの子会社FISA社 (Furukawa Industrial S. A. Produtos Eletricos) について、三井物産(株)との合弁を解消し、当社が所有する14.9%のFISA社株式全部を買収して100%子会社としました。FISA社の経営の自由度を確保し、BRICsの一角として成長著しいブラジルおよび周辺諸国における情報通信事業の拡大を図ってまいります。										
電力部品事業の買収 (平成20年1月)	電力部品の事業基盤の強化を図るため、FCIJ社 (エフシーアイジャパン(株)) より同社の電力部品事業を買収しました。この買収は、当社が受け皿会社として設立した古河PC社 (古河パワーコンポーネンツ(株)) がFCIJ社の電力部品事業を吸収分割により承継し、これに伴いFCIJ社に割当交付された古河PC社株式全部を直ちに当社が買収するというスキームで実施しました。										



放送用アンテナ事業に係る合併解消 (平成20年3月)	当社と住友電工(住友電気工業(株))は、両社の折半出資による合併会社ブロードワイヤレス(株)について、わが国における地上波デジタル放送用のアンテナ設置工事が概ね一巡し所期の目的を達成したことを受け、平成20年3月末をもって合併を解消しました。同年4月以降は、当社100%子会社の古河C&B(株)と住友電工が、それぞれ同社より譲り受けた当該事業を引き継いでまいります。
理研電線(株)の100%子会社化 (平成20年4月)	当社は子会社の理研電線(株)との間で平成20年4月1日を効力発生日とする株式交換を実施し、同社を100%子会社といたしました。今後、当社および他のグループ会社との間において、重複する事業の整理・統合や事業の連携強化等を図ってまいります。なお、同社は東京証券取引所市場第2部に株式を上場していましたが、本株式交換に伴い平成20年3月26日をもって上場廃止となりました。

当社は平成19年8月30日の取締役会決議に基づき、事業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、同月31日から同年9月7日までの間に、東京証券取引所における市場買付の方法により、自己株式8,941,000株を総額4,999,668,000円で取得しました。なお、上記の理研電線(株)との株式交換に伴い、同社の株主(当社を除く)に対し、合計2,717,106株の当社自己株式を割当交付しております。

(注) 上表には、会社法施行規則第120条第1項第5号ハ乃至ヘに基づき記載すべき事項を含め記載しております。

## (2) 設備投資の状況

当社グループの当期の設備投資は総額452億円で、その主なものは次のとおりです。

### ① 当期中に完成した主要設備

電解銅箔製造設備の増強	古河サーキットフォイル(株)、台日古河銅箔股份有限公司
銅条製品・めっき品製造設備の増強	当社金属カンパニー
半導体製造用テープ製造設備の増強	当社エネルギー・産業機材カンパニー
電線製造設備の増強	瀋陽古河電纜有限公司
電装部品用エナメル線製造設備の増強	当社電装・エレクトロニクスカンパニー
アルミ板・押出等製品製造設備の増強	古河スカイ(株)

## ② 当期継続中の主要設備の新設、拡充

電解銅箔製造設備の増強	古河サーキットフォイル(株)、台日古河銅箔股份有限公司
銅条製品製造設備の増強	当社金属カンパニー
光ファイバケーブル製造設備の増強	OFS
ガラス基板量産体制の構築	当社電装・エレクトロニクスカンパニー
圧延機モーターAC化更新	古河スカイ(株)
軽金属製品の製造拠点最適化のための設備改造等	古河スカイ(株)

## (3) 資金調達状況

当社およびグループ各社は、金融機関からの長期・短期の借入、コマーシャル・ペーパーの発行、手形割引、受取手形や売掛債権の流動化等により、必要な資金を調達しております。さらに当社においては、普通社債の発行やOCP社（Optical Communication Products, Inc.）株式など有価証券の売却を行ったほか、税金の還付金を原資とするカナダ子会社からの特別配当金の支払も受けました。

また、当社グループでは、当社および子会社34社が、当社100%子会社の古河ファイナンス・アンド・ビジネス・サポート(株)が運営するCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に参加し、資金の効率化と有利子負債の削減を図っています。

なお、当期末の連結有利子負債は3,990億円で、前期末比291億円減少しました。

## (4) 対処すべき課題

今後につきましては、サブプライムローン問題の長期化による世界の金融市場の不安定化、米国の景気後退懸念、原油や一次産品価格の高止まりによるインフレ圧力の昂進など不安材料が多く、経営環境は一段と厳しさを増してくるものと予想されます。

このような環境の中、当社グループといたしましては、市場の変化を見据えながらも、「イノベーション09」で定めた重点4分野（自動車、電子部品、フォトンクス・

ネットワーク、環境)を中心として今後の成長・発展のための研究開発投資、設備投資を継続するとともに、引き続き海外市場の開拓を進めてまいります。また、棚卸資産や売掛債権の圧縮をはじめとする資本効率の向上に一層力を入れて取り組んで、投資資金の捻出や有利子負債の削減を促進してまいります。さらに、グループ全体の内部統制の強化、事業やグループ会社の再編などグループ経営体制の見直し・強化を加速してまいります。

こうしたことに加え、当社グループといたしましては、地球環境の保護・改善や社会貢献活動への取り組みを強化してまいります。当社グループは、これまでも企業の社会的責任を重視してまいりましたが、全地球的規模で温暖化対策が極めて重要な問題となってきたことに鑑み、このたび「チーム・マイナス6%」活動への参加を表明しました。これまでの生産活動における二酸化炭素排出量削減の促進に止まらず、オフィスはもとより、役員・従業員の家庭における二酸化炭素排出量の削減についても普及啓蒙活動を展開してまいります。そのほか3R(リデュース、リユース、リサイクル)によるゼロ・エミッションの推進、環境調和型製品の開発やグリーン調達推進など、環境問題への取り組みを強化するほか、従業員がボランティア活動に参加しやすい制度の構築などを進めてまいります。

以上のような施策を通じて、業績の向上、企業価値の増大を図ってまいりますので、株主各位の一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第183期 平成16年度	第184期 平成17年度	第185期 平成18年度	第186期 (当期) 平成19年度
売上高(百万円)	775,894	872,535	1,104,709	1,174,247
営業利益(百万円)	23,736	37,430	53,632	48,447
経常利益(百万円)	16,174	46,966	49,589	40,831
当期純利益(百万円)	15,805	25,508	29,765	15,291
1株当たり当期純利益(円)	24.11	36.94	42.16	21.81
総資産(百万円)	991,358	1,052,256	1,096,708	1,014,777
純資産(百万円)	175,845	223,243	316,302	294,982

(注) 第185期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日) および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

### ② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第183期 平成16年度	第184期 平成17年度	第185期 平成18年度	第186期 (当期) 平成19年度
売上高(百万円)	341,077	382,468	500,436	532,665
営業利益(百万円)	△1,888	11,381	14,123	9,319
経常利益(百万円)	872	14,017	16,173	12,991
当期純利益(百万円)	10,810	9,360	15,555	10,446
1株当たり当期純利益(円)	16.49	13.53	22.03	14.90
総資産(百万円)	559,652	588,262	612,880	537,804
純資産(百万円)	129,863	158,877	166,832	145,978

(注) 第185期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日) および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(6) 重要な子会社の状況（平成20年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
古河スカイ株式会社	16,528百万円	53.00%	アルミニウム製品の製造・販売
日本製箔株式会社	1,924百万円	40.87%	アルミニウム製品の製造・販売
理研電線株式会社	1,870百万円	63.96%※	電線、プラスチック製品等の製造・販売
古河総合設備株式会社	1,817百万円	58.36%	電気、建築、土木その他各種工事の設計・施工の請負
古河電池株式会社	1,640百万円	58.28%	電池の製造・販売
F C M 株式会社	687百万円	55.19%	金属めっき製品等の製造・販売
古河 A S 株式会社	3,000百万円	100%	自動車用ワイヤーハーネス・電装部品の製造
古河サーキットフォイル株式会社	720百万円	100%	電解銅箔製品の製造
古河産業株式会社	700百万円	100%	電線、非鉄金属製品等の販売
岡野電線株式会社	489百万円	43.48%	メタル通信ケーブル、光部品等の製造・販売
古河電工産業電線株式会社	450百万円	100%	電線・ケーブル等の製造・販売
奥村金属株式会社	310百万円	100%	銅製品、アルミニウム製品等の販売
古河物流株式会社	292百万円	100%	貨物運送等
古河エレコム株式会社	98百万円	100%	電線・ケーブル等の販売
OFS Fitel, LLC (米国)	2,150百万 米ドル	100%	光ファイバ・光部品の製造・販売
Furukawa Electric North America, Inc. (米国)	150万 米ドル	100%	米国の投資会社
Furukawa Industrial S.A. Produtos Eletricos (ブラジル)	124万 レアル	100%	光ファイバケーブル、メタル通信ケーブルの製造・販売
瀋陽古河電纜有限公司 (中国)	229百萬元	100%	電線等の製造・販売
Furukawa Metal (Thailand) Public Co., Ltd. (タイ)	480万 バーツ	44.00%	銅管等の製造・販売
Trocellen GmbH (ドイツ)	8,500千 ユーロ	60%	発泡製品の製造・販売
Furukawa Electric Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)	3百万 米ドル	100%	電線、電子線材、巻線、金属製品等の販売

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
P.T. Tembaga Mulia Semanan (インドネシア)	18,367百万 ルピア	42.42%	銅荒引線の製造・販売

(注) 1. 出資比率は、間接保有を含んでおります。

2. 理研電線㈱への出資比率は、平成20年4月1日付の株式交換により、100%となっております。

## (7) 主要な事業内容（平成20年3月31日現在）

部 門 名	主 要 な 事 業 内 容
情 報 通 信 部 門	光ファイバケーブル、メタル通信ケーブル、半導体光デバイス、電子線材、光関連部品、ネットワーク機器、光ファイバケーブル付属品・工事、CATVシステム、無線製品など
エ ネ ル ギ ー ・ 産 業 機 材 部 門	銅線・アルミ線、電力ケーブル、被覆線、防災製品、電力ケーブル付属品・工事、ケーブル管路材、給水・給湯管路材、発泡製品、半導体製造用テープ、電材製品、床暖房など
金 属 部 門	伸銅品（板・条・管・棒・線）、機能表面製品（メッキ）、電解銅箔、電子部品用加工製品、超電導製品、特殊金属材料（形状記憶・超弾性合金ほか）など
軽 金 属 部 門	アルミニウムの板材、押出材、鋳物、鍛造品、加工製品など
電 装 ・ エ レ ク ト ロ ニ ッ ク ス 部 門	自動車用部品・電線、巻線、電子部品材料、ヒートシンク、メモリーディスク用アルミ基板、電池など
サ ー ビ ス 等 部 門	物流、情報処理、ソフトウェア開発、不動産賃貸等のサービス事業など

## (8) 主要な営業所および工場等（平成20年3月31日現在）

### ① 当社

- ・ 本 社：東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
- ・ 営業所：関西支社（大阪市）、中部支社（名古屋市）、九州支社（福岡市）
- ・ 工 場：千葉事業所（千葉縣市原市）、日光事業所（栃木県日光市）、平塚事業所（神奈川県平塚市）、三重事業所（三重県亀山市）、大阪事業所（兵庫県尼崎市）
- ・ 研究所：横浜研究所（横浜市）

## ② 子会社

- ・製造・販売会社：古河スカイ(株) (本社：東京都千代田区、工場：福井県坂井市、埼玉県深谷市)、日本製箔(株) (本社：東京都千代田区・大阪市、工場：栃木県下都賀郡、滋賀県草津市)、理研電線(株) (本社：東京都中央区、工場：新潟市)、古河電池(株) (本社：横浜市、工場：栃木県日光市、福島県いわき市)、F C M(株) (本社・工場：大阪市)、古河A S(株) (本社・工場：滋賀県犬上郡)、古河サーキットフォイル(株) (本社・工場：栃木県日光市)、岡野電線(株) (本社・工場：神奈川県大和市)、古河電工産業電線(株) (本社：東京都荒川区、工場：神奈川県平塚市、山梨県甲府市)、奥村金属(株) (本社：大阪市、工場：兵庫県丹波市、滋賀県栗東市)、OFS Fitel, LLC (米国)、Furukawa Metal (Thailand) Public Co., Ltd. (タイ)、P.T.Tembaga Mulia Semanan (インドネシア)、Trocellen GmbH (ドイツ)
- ・販売会社等：古河総合設備(株) (本社：東京都大田区)、古河産業(株) (本社：東京都中央区)、古河エレコム(株) (本社：東京都千代田区)、古河物流(株) (本社：東京都千代田区)、Furukawa Electric North America, Inc. (米国)、Furukawa Electric Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)

## (9) 従業員の状況（平成20年3月31日現在）

### ① 企業集団の従業員の状況

部門名	従業員数	前期末比
情報通信	5,048名（1,005名）	813名減（1名増）
エネルギー・産業機材	3,957名（459名）	242名増（51名増）
金属	3,000名（954名）	54名増（34名増）
軽金属	3,791名（-）	581名増（-）
電装・エレクトロニクス	19,721名（418名）	2,596名増（335名減）
サービス等	2,152名（963名）	54名増（15名増）
合計	37,669名（3,799名）	2,714名増（234名減）

(注) 1. 臨時従業員および企業集団外への出向者は含んでおりません。

2. 「従業員数」欄の（ ）内は、当社の従業員数となります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
3,799名	41.2才	20.8年

(注) 臨時従業員および出向者は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先（平成20年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほコーポレート銀行	96,410百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	32,177百万円
朝日生命保険相互会社	27,729百万円



## 2. 当社の株式に関する事項（平成20年3月31日現在）

### (1) 発行済株式の総数等

株式の種類	発行可能株式総数	発行済株式総数	株主数
普通株式	2,500,000,000株	706,539,179株	68,971名
優先株式	50,000,000株	-	-
劣後株式	46,000,000株	-	-

### (2) 大株主の状況

大株主の氏名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	35,663,000株	5.11%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	31,213,000株	4.48%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	23,961,000株	3.44%
みずほ信託退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託	22,928,250株	3.29%
朝日生命保険相互会社	16,050,000株	2.30%
古河機械金属株式会社	13,290,455株	1.91%
指定単 受託者 中央三井アセット信託銀行株式会社 1口	12,544,000株	1.80%
日本生命保険相互会社	11,895,000株	1.71%
富士電機ホールディングス株式会社	11,000,000株	1.58%
みずほ信託退職給付信託 古河機械金属口 再信託受託者 資産管理サービス信託	10,919,000株	1.57%

(注) 1. 出資比率は自己株式（9,226,349株）を控除して計算しております。

2. 朝日生命保険相互会社については、上記16,050,000株とは別に、同社が退職給付信託として信託設定した株式が10,500,000株あります。

### 3. 当社の新株予約権等に関する事項

平成20年3月31日現在において当社役員が保有している新株予約権の状況は、以下のとおりです。

#### 〔旧商法第280条ノ20および第280条ノ21に定める新株予約権〕

		第180回定時株主総会決議 (平成14年6月27日開催)	第181回定時株主総会決議 (平成15年6月27日開催)
新株予約権の数		490個	280個
目的となる株式の種類		普通株式	普通株式
目的となる株式の数		490,000株	280,000株
発行価額		無償	無償
権利行使の価額		533円	333円
権利行使期間		平成16年7月1日 ～平成20年6月30日	平成17年7月1日 ～平成21年6月30日
主な新株予約権の行使の条件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社の取締役の地位を失った後も、2年以内に限り権利を行使することができる。</li> <li>・権利者が死亡した場合、相続人が権利行使をすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社の取締役または執行役員の地位を失った後も、2年以内に限り権利を行使することができる。</li> <li>・権利者が死亡した場合、相続人が権利行使をすることができる。</li> </ul>
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数：5名 保有数：120個 目的となる株式の数： 120,000株	保有者数：4名 保有数：150個 目的となる株式の数： 150,000株
	社外取締役	—	保有者数：1名 保有数：10個 目的となる株式の数： 10,000株

(注)「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成17年12月27日)の適用はありません。

#### 4. 当社役員に関する事項（平成20年3月31日現在）

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	他の法人等の代表状況および兼職の状況（※は他の法人等の代表状況）
石原 廣司	取締役社長（代表取締役、CEO兼COO）	
和田 紘	取締役副社長（執行役員副社長、CSO）	東京特殊電線株式会社取締役 古河スカイ株式会社取締役
北野谷 惇	専務取締役（執行役員専務、電装・エレクトロニクスカンパニー長）	Furukawa America, Inc. 取締役会長（※） Furukawa Electric North America APD, Inc. 取締役会長（※） Asia Vital Components Co., Ltd. 董事、愛知電機株式会社取締役
吉田 政雄	専務取締役（執行役員専務、CMO兼エネルギー・産業機材カンパニー長）	
中野 耕作	専務取締役（執行役員専務、CPO兼CTO兼研究開発本部長）	
櫻 日出雄	常務取締役（執行役員常務、CFO兼J-SOX対応プロジェクトチーム長）	古河スカイ株式会社監査役
吉野 哲夫	取締役（非常勤）	古河機械金属株式会社取締役会長（※） 株式会社トウベ監査役
金子 崇輔	取締役（非常勤）	株式会社神戸製鋼所監査役
氏平 親正	取締役（執行役員、金属カンパニー長）	古河精密（香港）有限公司董事長（※） Furukawa Metal (Thailand) Public Co., Ltd. 取締役
上倉 康弘	取締役（執行役員、情報通信カンパニー長）	大明株式会社取締役
佐藤 哲哉	取締役（執行役員、CSRO兼CSR推進本部長兼同本部輸出管理室長）	
竹内 浄	監査役（常勤）	理研電線株式会社監査役 古河電池株式会社監査役
小川 博正	監査役（常勤）	東京特殊電線株式会社監査役 古河電池株式会社監査役

氏名	地位および担当	他の法人等の代表状況および兼職の状況（※は他の法人等の代表状況）
藤田 讓	監査役（非常勤）	朝日生命保険相互会社取締役社長（※） 社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会会長（※） 富士急行株式会社取締役 株式会社ADEKA監査役 横浜ゴム株式会社監査役 日本ゼオン株式会社監査役 日本通運株式会社監査役 富士電機ホールディングス株式会社監査役 日本軽金属株式会社監査役
工藤 正	監査役（非常勤）	富士電機ホールディングス株式会社取締役 明治製菓株式会社取締役 伊藤忠商事株式会社監査役

- (注) 1. 取締役吉野哲夫、金子崇輔の両氏は、社外取締役です。  
2. 監査役藤田讓、工藤正の両氏は、社外監査役です。  
3. 監査役小川博正氏は、当社経理部において当社の資金調達等財務に関する業務に従事し、また当社の子会社における経理部門を所管する部長の経験を有しております。  
4. 取締役佐藤哲哉氏は、平成19年6月26日開催の第185回定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。  
5. 取締役古河潤之助氏は、平成19年6月26日開催の第185回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

各チーフ・オフィサーの所管部門は次のとおりです。

CSO	法務部、人事総務部、経営企画室、全社資産運用・企画チーム、経営研究所
CMO	営業企画部、グループ営業推進部、関西支社、中部支社、九州支社、北海道支社、東北支社、中国支社
CPO	資材部、生産技術部、品質管理推進室、原価低減推進部
CTO	研究開発本部、知的財産部
CFO	経理部、J-SOX対応プロジェクトチーム
CSRO	CSR推進本部

【ご参考】当社は執行役員制度を導入しており、上記以外の執行役員は次のとおりです。

氏名	地位および担当
室田 勝比古	執行役員常務（OFS Fitel, LLC会長兼CEO）
立川 直臣	執行役員常務（人事総務部長兼経営研究所長）
柳本 正博	執行役員常務（電装・エレクトロニクスカンパニー副カンパニー長兼自動車部品事業部長兼同事業部営業統括部長）
林田 収二	執行役員（Furukawa Electric North America APD, Inc.社長）
千種 成史	執行役員（金属カンパニー副カンパニー長（技術統括））
進藤 俊一	執行役員（エネルギー・産業機材カンパニー エネルギー事業部長兼同事業部配電部品部長）
服部 吉孝	執行役員（エネルギー・産業機材カンパニー産業機材事業部長）
中村 一則	執行役員（研究開発本部副本部長兼同本部企画部長）
白澤 徹	執行役員（原価低減推進部長）
素谷 順二	執行役員（電装・エレクトロニクスカンパニー エレクトロニクス・コンポーネント事業部長兼同事業部サーマル・電子部品部長）

（注）執行役員素谷順二氏は、平成20年4月16日付で電装・エレクトロニクスカンパニー エレクトロニクス・コンポーネント事業部サーマル・電子部品部長の兼務が解かれました。

## （2）取締役および監査役の報酬等の額

区分	人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	11名 (2名)	382百万円 (14百万円)
監査役 （うち社外監査役）	4名 (2名)	72百万円 (12百万円)
計 （うち社外役員）	15名 (4名)	454百万円 (26百万円)

- （注）1. 株主総会決議による取締役報酬限度額は年額6億円（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず）、監査役報酬限度額は年額78百万円です。
2. 上表の取締役の支給額には、平成20年6月支給予定の業務執行取締役9名に対する業績連動報酬63百万円が含まれております。
3. 上表の支給のほか、「3. 当社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおり、取締役6名（うち社外取締役1名）は、平成14年および平成15年に発行されたストックオプションとしての新株予約権を保有しております。
4. 上表の支給のほか、第185回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し、当期分の報酬として9百万円を支給しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### 1) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

##### ① 社外取締役

吉野哲夫氏は、古河機械金属株式会社の代表取締役会長です。

##### ② 社外監査役

藤田譲氏は、朝日生命保険相互会社の代表取締役社長であり、同社は当社との間に融資等の取引があります。

#### 2) 他の会社の社外役員の兼任状況

##### ① 社外取締役

吉野哲夫氏は、株式会社トウペの社外監査役です。

金子崇輔氏は、株式会社神戸製鋼所の社外監査役です。

##### ② 社外監査役

藤田譲氏は、富士急行株式会社の社外取締役ならびに株式会社A D E K A、横浜ゴム株式会社、日本ゼオン株式会社、日本通運株式会社、富士電機ホールディングス株式会社および日本軽金属株式会社の社外監査役です。

工藤正氏は、富士電機ホールディングス株式会社および明治製菓株式会社の社外取締役ならびに伊藤忠商事株式会社の社外監査役です。

#### 3) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	出席の状況	発言の状況
社外取締役	吉野哲夫	取締役会19回	非鉄金属メーカーの経営者としての豊富な知識・経験に基づき、主に設備投資や出資等の議案につき、事業運営に関する判断軸や市場動向、環境問題に関する知見を提示するとともに、コンプライアンス体制整備に関する提言を行う等、活発な発言を行っております。
	金子崇輔	取締役会20回	金融機関の経営者を歴任した経験および他社の社外役員としての幅広い見識等に基づき、主に事業計画や出資、リスクマネジメント等に関する議案につき、計画の内容を質し、グループ全体としてのリスク管理・回避の方策を例示する等、活発な発言を行っております。

区 分	氏 名	出席の状況	発言の状況
社外監査役	藤 田 讓	取締役会17回 監査役会 6回	金融機関の経営者や他社の社外役員としての豊富な知識・経験から、取締役会においては、リスク管理や機関投資家としての観点から、主に出資やグループ会社の運営等に関する議案につき、リスクを把握し、またグループの管理体制に関する提言を行う等、活発に発言しております。 監査役会においては、為替等のリスクの把握方法および内部統制システム監査の基準等について、活発な発言を行っております。
	工 藤 正	取締役会17回 監査役会 5回	金融機関の経営者を務め、また他社の社外役員としての幅広い経験や知見から、取締役会においては、リスク管理等の観点から、主に出資や各種年度計画、内部統制システムの整備等の議案につき、事業における適切な評価軸・観点を提示し、またグループの管理体制の一層の向上を求める等、活発な発言を行っております。 監査役会においては、会計監査人の監査内容およびグループ会社のモニタリング体制等について、活発な発言を行っております。

(注) 当期における取締役会の開催回数は23回、監査役会の開催回数は6回です。

#### 4) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役吉野哲夫および金子崇輔ならびに社外監査役藤田讓および工藤正の各氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金7百万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額です。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

- ・新日本監査法人
- ・監査法人日本橋事務所
- ・みずず監査法人

(注) 1. 新日本監査法人は、平成19年6月26日開催の第185回定時株主総会において、新たに会計監査人に選任され、就任いたしました。  
2. 監査法人日本橋事務所およびみずず監査法人は、平成19年6月26日開催の第185回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により会計監査人を退任いたしました。

## (2) 報酬等の額

① 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	237百万円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	208百万円
③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	44百万円

- (注) 1. 当社および当社の子会社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記②および③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社が、監査法人日本橋事務所およびみずほ監査法人に支払うべき当事業年度に係る監査の対価となる報酬等はありません。

なお、当社の重要な子会社のうち、FCM株式会社ほか8社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。以下「監査法人等」という）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

## (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、内部統制に関する助言・指導業務等を委託し対価を支払っております。

## (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任または不再任の決定の方針について、取締役会および監査役会は、以下のとおり定めております。

### ① 取締役会

会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合、監査役会の同意を得たうえで、または下記の監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とする。



## ② 監査役会

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを請求する。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき監査役会として、会計監査人を解任する。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告する。

## (5) 会計監査人が受けた業務の停止処分の内容

みずぎ監査法人（平成18年9月1日付で、中央青山監査法人より名称変更）は、平成18年5月10日に金融庁より同年7月1日から同年8月31日までの2ヶ月間の業務停止処分を受けました。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、下記のとおり基本方針を定めております。

### 記

当社および当社グループは、事業環境や市場の変化に機動的に対応した事業運営を行い意思決定の迅速化など経営の効率化を追求する一方、以下の方針と体制によって、経営の健全性の維持、向上に努め、企業価値の増大を図る。

#### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号前段ならびに会社法施行規則（以下「規則」という）第100条第1項第4号）

- ・「古河電工グループ企業行動憲章」を倫理法令遵守の基本理念とし、「コンプライアンスに関する規程」に基づき、社長が最高責任者となり、コンプライアンス委員会を中心として、社内教育や法令違反の点検などのコンプライアンス活動を推進する。
- ・コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため、「内部通報制度」を活用し、通報があった事案については、通報者保護との調和を図りつつ、コンプライアンス委員会が適正かつ迅速に対応し、これらの状況を適宜取締役会へ報告する。
- ・監査部は、内部監査部門として、各部門の職務執行状況をモニタリングし、コンプライアンス体制を含む内部統制システムが有効に機能しているかを検証し、これらの結果を経営層へ報告する。

**② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（規則第100条第1項第1号）**

- ・取締役会、稟議等の重要な意思決定に係る記録および書類は、法令および「文書保管規程」その他の社内規程に基づき保管する。
- ・取締役の職務執行に係るものを含む各種情報については、「情報セキュリティ基本規程」等の社内規程に基づき管理するとともに、情報資産としての重要性と保護の必要性の観点からも適正に取扱う。

**③ 損失の危険（以下「リスク」という）の管理に関する規程その他の体制（規則第100条第1項第2号）**

- ・取締役会、稟議等の重要な意思決定を行う際には、当該事案から予測されうるリスクを資料等に明示し、これらを認識したうえで判断する。会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、その内容と対応策につき、適宜取締役会へ報告される体制を構築する。
- ・各業務執行部門におけるリスク管理状況については、監査部の内部監査の対象とし、その結果を、定期的に取締役会へ報告する。
- ・「リスク管理基本規程」においてリスク管理体制と管理方法について定めるとともに、より体系的で遺漏のないリスク管理体制を構築するため、取締役会の下に、社長、カンパニー長ならびにチーフ・オフィサーからなるCSR・リスクマネ

ジメント委員会を設置し、当社グループの事業運営上のリスク全般を俯瞰し、その評価と管理方法の妥当性について検証する。

- ・CSR・リスクマネジメント委員会は、各関係会社・社内部門における情報セキュリティ体制の整備、地震などの災害時における事業継続計画の策定を推進するとともに、各種のリスクのうち、品質管理、安全環境などは特別委員会を設置して、重点的にリスク管理体制を強化する。

**④ 財務報告の適正性を確保するための体制（金融商品取引法第24条の4の4）**

- ・「内部統制基本規程」に基づき、財務報告の適正性を確保するための内部統制システムの構築・整備に関する基本方針を定めるとともに、システムの構築・整備・運営・モニタリングの体制と責任を明確にする。

**⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（規則第100条第1項第3号）**

- ・中期経営計画および単年度予算において達成すべき経営目標を具体的に定め、カンパニー長およびチーフ・オフィサーは、その達成に向けて職務を遂行し、達成状況を定期的に取り締役会へ報告する。また、この結果は、報酬等の評価に適正に反映されるものとする。
- ・取締役会、稟議等で意思決定すべき事項については、付議基準を詳細かつ具体的に定めるとともに、「業務執行責任者等の職務権限等に関する規程」により、カンパニー長およびチーフ・オフィサーの職務権限と担当業務分掌の明確性を確保する。
- ・部門長の職務分掌についても、「基本職務分掌規程」および「職務上の責任と権限に関する規程」に基づき、組織変更等に対応して、常に見直しがなされる仕組みを構築する。

**⑥ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（規則第100条第1項第5号）**

- ・「グループ経営管理規程」に基づき、子会社毎の管理責任者を定め、経営状況の把握および子会社に対する経営指導を行うとともに、一定の事項については、当社の承認を要するものとする。

- ・ 主要な子会社へは、非常勤役員等を派遣し、コンプライアンスやリスク管理等を含む経営全般についてのモニタリングを行うほか、監査部は、親会社監査部門の立場からの子会社監査を実施する。

**⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（規則第100条第3項第1号）**

- ・ 監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議のうえ適任者を配置する。
- ・ 補助使用人は監査役付の発令を受け、監査役の指揮命令に従い監査役業務の補助および監査役会の運営の補助を行う。

**⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項（規則第100条第3項第2号）**

- ・ 補助使用人は、「監査役補助使用人の取扱い内規」により、取締役からの独立性が保障され、異動、考課、懲戒等については監査役の同意を要するものとする。

**⑨ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（規則第100条第3項第3号）**

- ・ 監査役が監査のために必要と判断する会議および資料については、常時出席、閲覧が可能な体制を維持する。
- ・ 内部統制の構築・運営状況、コンプライアンスの状況、リスク管理の状況については、取締役または担当部署の責任者が、適宜監査役へ報告する。
- ・ 取締役および担当部署責任者は、「会社に著しい損害を及ぼす事実」または「取締役の法令・定款に違反する重大な事実」を発見したとき、「内部通報制度による通報内容」の調査を実施したとき、「行政当局等からの指摘、処分等」を受けたときは、速やかに監査役へ報告する。

**⑩ その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制（規則第100条第3項第4号）**

- ・ 監査役会の監査方針・監査計画は、取締役会の報告事項とし社内に周知徹底するとともに、監査状況についても、定期的に社長および取締役会が報告を受けらる。
- ・ 監査役監査基準を取締役および従業員に周知し、監査役監査の重要性等につい

ての社内の認識・理解を深める。

- ・内部監査部門の強化を図り、監査役との連携を密にする。
- ・その他監査役からの監査役監査の実効性確保等についての要請があった場合は、取締役および使用人は誠実に対応する。

## (2) 会社の支配に関する基本方針

### [1] 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成19年3月9日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を次のとおり定めました。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

## [2] 基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、以下のような施策を実施しております。これらの取組みは、上記 [1] の基本方針の実現にも資するものと考えております。

### 1) 中期経営計画「イノベーション09」

当社は、平成18年3月に中期経営計画「イノベーション09」を策定し、その目標達成に向け、グループを挙げて活動を展開しております。

「イノベーション09」は、①重点分野とグローバル市場の開拓、②資本効率の向上、③グループ経営体制見直しの3点から構成されます。

#### ① 重点分野とグローバル市場の開拓

「イノベーション09」では、今後市場の成長が見込まれる自動車、電子部品、フォトリソグラフィ・ネットワークおよび環境の4分野を重点分野と定め、これらの分野を中心として研究開発投資や設備投資を積極的に行って世界シェア1位、2位の製品を育成していくことを計画しています。また、国内市場は成熟化し今後の大きな伸びが期待できないことから、海外市場の開拓に努めてまいります。

#### ② 資本効率の向上

上記のとおり、「イノベーション09」においては重点分野を中心として積極的な投資を行ってまいります。一方では有利子負債の削減も重要な経営課題となっております。そこで、棚卸資産や売掛金の圧縮等を促進して資本効率を高め、積極投資を行いながらも有利子負債を削減してまいります。

#### ③ グループ経営体制の見直し

「イノベーション09」の目標を達成し、さらに成長・発展を続けていくためには、グループ内部において限りある経営資源を有効かつ効率的に配分し、業績の向上・業容の拡大を図るとともに、グループ各社における内部統制を適正に

機能させ、経営の健全性を維持・向上させていく必要があります。また、それを支える人材を育成していくことも求められます。そこで、ノンコア事業の見直し、事業やグループ会社の再編・統廃合、リスク管理体制の強化、グローバル人材の育成、グローバルマネジメントの強化など、グループ経営体制の見直しを進めてまいります。

## 2) 古河電工グループ総合技術展の開催

上述のとおり、平成19年10月3日および4日の両日、東京国際フォーラムにおいて、「古河電工グループ総合技術展」を開催し、好評を博しました。また、新たなビジネス、新規取引の獲得につながる機会にもなりました。当社123年の歴史で初めての取組みでしたが、この成功を受け、今後も概ね3年に1回の頻度で、こうした催しを行ってまいります。

## 3) 古河電工グループ理念および新しいコーポレート・メッセージの制定

上述のとおり、「古河電工グループ総合技術展」の開催に合わせて、「古河電工グループ理念」を制定するとともに、新たなコーポレート・メッセージ「Bound to Innovate」を定めました。

当社グループは世界各地で事業を展開しておりますが、グループを取り巻く環境が激変している中で、当社グループが一体となって継続的に成長し、企業価値の向上を目指していくためには、「古河電工グループは何を目指し、どんな価値を大切にしていくのか」について、もう一度問い直し、グループ全体が「同じ言葉で共有する」ことが必要であると考えます。そのため、当社グループが目指す方向と共通の判断基準を明文化した「古河電工グループ理念」を、次のとおり制定いたしました。

### 【基本理念】

世紀を超えて培ってきた素材力を核として、絶え間ない技術革新により、真

に豊かで持続可能な社会の実現に貢献します。

#### 【経営理念】

私たち古河電工グループは、人と地球の未来を見据えながら、

- ◆ 公正と誠実を基本に、常に社会の期待と信頼に応え続けます。
- ◆ お客様の満足のためにグループの知恵を結集し、お客様とともに成長します。
- ◆ 世界をリードする技術革新と、あらゆる企業活動における変革に絶えず挑戦します。
- ◆ 多様な人材を活かし、創造的で活力あふれる企業グループを目指します。

#### 【行動指針】

- ◇ 常に高い倫理観を持ち、公正、誠実に行動します。
- ◇ あらゆる業務において革新、改革、改善に挑戦し続けます。
- ◇ 現場・現物・現実を直視し、ものごとの本質を捉えます。
- ◇ 主体的に考え、互いに協力して迅速に行動し、粘り強くやり遂げます。
- ◇ 組織を超えて対話を重ね、高い目標に向けて相互研鑽に努めます。

#### 【ビジョン】

技術革新を志向し創造的で世界に存在感のある高収益な企業グループへ

また、新コーポレート・メッセージ「Bound to Innovate」には、当社グループの持てるすべてを革新し続け、持続可能な社会の実現に向けて貢献するという強い決意を込めています。

### [3]基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年6月26日開催の第185回定時株主総会で承認をいただき買収防衛策として「当社株式等の大規模買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）」を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです（別紙ご参照）。



## 1. 本プラン導入の目的

本プランは、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入しております。

## 2. 本プランの対象となる買付

本プランの対象となる大規模買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は、結果として当社株式等の特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

## 3. 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②取締役会による評価検討の期間（60日または90日）が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

## 4. 大規模買付行為が為された場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として対抗措置はとりません。

但し、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、例外的に新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を取ることがあります（\*）。

また、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するため、第三者委員会

を設置しております。

取締役会は対抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会は十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行います。取締役会は、判断に際して第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

(\*) 具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株券等の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断された場合

## 5. 本プランの有効期限および廃止

本プランの有効期間は、平成22年6月開催予定の定時株主総会の終結時までです。有効期間内であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

[4] 基本方針の具体的取組みおよび本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社は、上述のとおり、重点分野とグローバル市場の開拓、資本効率の向上およびグループ経営体制の見直しを内容とする中期経営計画「イノベーション09」を策定するとともに、古河電工グループ総合技術展の開催や古河電工グループ理念および新しいコーポレート・メッセージを制定しております。これらは当社の業績、経営指標を向上させ、企業価値の増大、株主共同の利益の向上につなげようとする取組みです。また、本プランについても、次の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致しており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

2) 株主意識を重視するものであること

本プランは、平成19年6月開催の第185回定時株主総会においてご承認いただき導入したもので、株主の皆様のご意思が反映されたものとなっております。

3) 当社取締役の任期は1年とされていること

当社は、取締役の任期を1年としており、経営陣の株主の皆様に対する責任をより明確なものとしております。また、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしていることから、取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに対する株主の皆様の意思を反映させることが可能となっております。

4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立

性の高い社外者のみから構成される第三者委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。なお、第三者委員会の委員は、次の3名です。

- ・ 田崎雅元（川崎重工業㈱取締役会長）
- ・ 松尾邦弘（弁護士、元検事総長）
- ・ 工藤 正（㈱みずほ銀行理事、当社社外監査役）

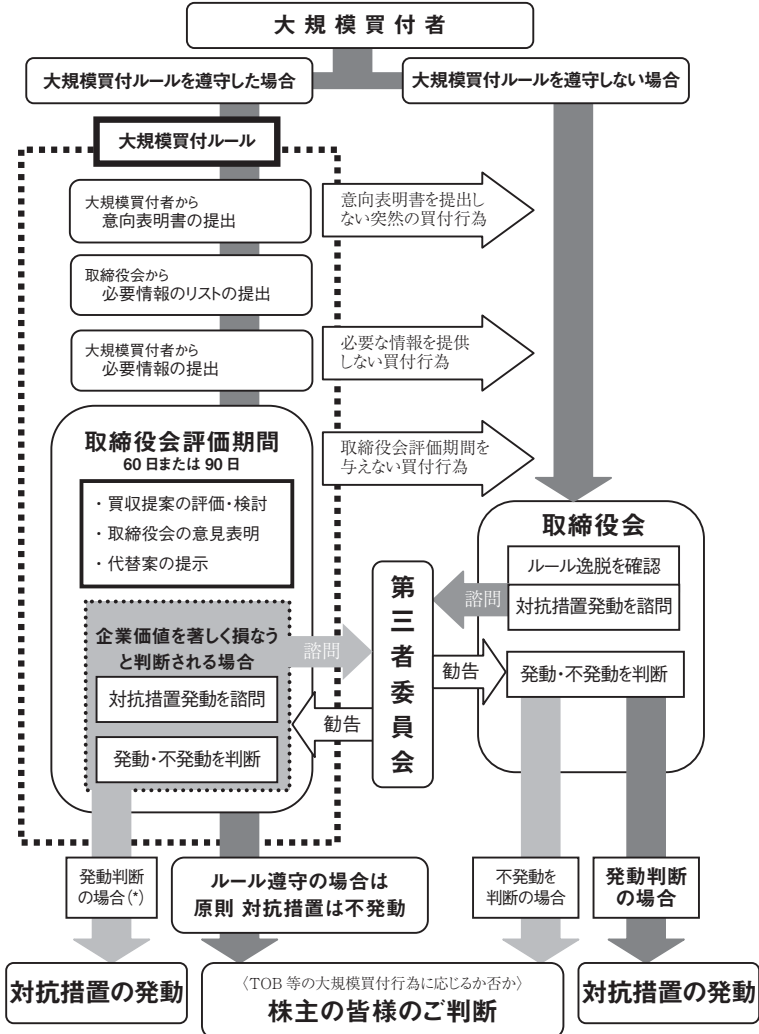
#### 5) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置の発動は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

以 上

(注) 本報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てています。

本プランの概要 (大規模買付行為開始時のフローチャート)



(\*) 例外的に対抗措置を発動する場合：  
グリーンメーラーである場合、焦土化経営・資産流用・一時的高配当を目的とする場合等

# 連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>501,435</b>	<b>流動負債</b>	<b>419,175</b>
現金及び預金	47,328	支払手形及び買掛金	150,057
受取手形及び売掛金	281,202	短期借入金	172,072
たな卸資産	117,996	コマースヤル・ペーパー	11,000
繰延税金資産	8,085	社債	6,716
その他の	48,666	未払法人税等	14,008
貸倒引当金	△ 1,843	製品補償引当金	3,401
		その他の	61,919
<b>固定資産</b>	<b>513,341</b>	<b>固定負債</b>	<b>300,620</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>338,227</b>	社債	69,650
建物及び構築物	254,390	長期借入金	139,612
機械装置及び運搬具	634,424	繰延税金負債	527
工具器具備品	81,728	退職給付引当金	77,449
土地	87,816	環境対策引当金	3,406
建設仮勘定	13,143	その他の	9,974
減価償却累計額	△ 733,276	<b>負債合計</b>	<b>719,795</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>36,526</b>	<b>(純資産の部)</b>	
のれん	17,942	<b>株主資本</b>	<b>205,384</b>
その他の	18,584	資本金	69,373
<b>投資その他の資産</b>	<b>138,587</b>	資本剰余金	21,447
投資有価証券	107,128	利益剰余金	119,712
出資	8,784	自己株式	△ 5,147
長期貸付金	3,581	<b>評価・換算差額等</b>	<b>26,550</b>
繰延税金資産	10,823	その他有価証券評価差額金	24,732
その他の	12,994	繰延ヘッジ損益	2,018
貸倒引当金	△ 4,725	為替換算調整勘定	△ 200
<b>資産合計</b>	<b>1,014,777</b>	<b>少数株主持分</b>	<b>63,046</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>294,982</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,014,777</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

# 連結損益計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		1,174,247
売 上 原 価		1,002,410
売 上 総 利 益		171,837
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		123,390
営 業 利 益		48,447
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,392	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	1,896	
ヘ ッ ジ 取 引 清 算 益	1,306	
そ の 他	2,005	8,600
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,773	
為 替 差 損	3,131	
そ の 他	4,310	16,215
経 常 利 益		40,831
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	947	
在 外 子 会 社 社 会 負 担 金 還 付	1,954	
補 助 金 収 入	564	
そ の 他	1,959	5,426
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	1,868	
減 損 損 失	3,481	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,274	
環 境 対 策 費 用	2,544	
そ の 他	5,054	15,223
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		31,034
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	20,367	
法 人 税 等 調 整 額	△ 8,901	11,466
少 数 株 主 利 益		4,276
当 期 純 利 益		15,291

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
<b>平成19年3月31日 残高</b>	69,358	21,230	108,744	△ 59	199,274
<b>連結会計年度中の変動額</b>					
新株予約権行使	14	14			28
株式交換による増加		202			202
剰余金の配当			△ 4,912		△ 4,912
当期純利益			15,291		15,291
連結子会社の増加に伴う増加高			44		44
連結子会社の増加に伴う減少高			△ 14		△ 14
持分法会社の増加に伴う増加高			435		435
非連結子会社合併に伴う増加高			141		141
在外会社退職給付繰入額			△ 17		△ 17
自己株式の取得				△ 5,090	△ 5,090
自己株式の処分		0		1	1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
<b>連結会計年度中の変動額合計</b>	14	216	10,967	△ 5,088	6,110
<b>平成20年3月31日 残高</b>	69,373	21,447	119,712	△ 5,147	205,384

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
<b>平成19年3月31日 残高</b>	47,093	3,920	△ 3,240	47,773	69,255	316,302
<b>連結会計年度中の変動額</b>						
新株予約権行使						28
株式交換による増加						202
剰余金の配当						△ 4,912
当期純利益						15,291
連結子会社の増加に伴う増加高						44
連結子会社の増加に伴う減少高						△ 14
持分法会社の増加に伴う増加高						435
非連結子会社合併に伴う増加高						141
在外会社退職給付繰入額						△ 17
自己株式の取得						△ 5,090
自己株式の処分						1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△ 22,360	△ 1,901	3,040	△ 21,222	△ 6,209	△ 27,431
<b>連結会計年度中の変動額合計</b>	△ 22,360	△ 1,901	3,040	△ 21,222	△ 6,209	△ 21,320
<b>平成20年3月31日 残高</b>	24,732	2,018	△ 200	26,550	63,046	294,982

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。



## 連結注記表

### 【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項】

#### I. 連結の範囲に関する事項

##### 1. 連結子会社の数 110社

主な連結子会社の名称等

古河スカイ(株)、日本製箔(株)、理研電線(株)、古河総合設備(株)、古河電池(株)、FCM(株)、OFS Fitel, LLCなど

(株)エヌ・テック、古河（天津）精密鋁業有限公司、Furukawa-Sky Aluminum (Vietnam) Inc.、惠州古河金山汽配有限公司は重要性が増したため、当連結会計年度より連結子会社とした。古河パワーコンポーネンツ(株)は新設されたため、当連結会計年度より連結子会社とした。OFS BRIGHTWAVE, LLC他1社は合併により消滅した。Trocellen Latinoamerica Ltda. は売却により、当連結会計年度より連結の範囲から除外した。

古河オートモーティブパーツ(株)は古河A S(株)に、古河インフォネット(株)は古河C & B(株)に社名変更した。

##### 2. 非連結子会社

Furukawa Electric Institute of Technology Co., Ltd. など

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、その総資産・売上高・損益及び利益剰余金の額のいずれにおいても小規模であり全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためである。

#### II. 持分法の適用に関する事項

##### 1. 持分法適用会社の数 16社

主な持分法適用会社の名称等

(株)ビスキャス、東京特殊電線(株)、原子燃料工業(株)、ブロードワイヤレス(株)など。

上海金亭汽車線東有限公司他1社は重要性が増したため、当連結会計年度より持分法を適用した。

##### 2. 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

雲南銅業古河有限公司など

(連結の範囲から除いた理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、その損益及び利益剰余金の額のいずれにおいても小規模であり全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためである。

#### III. 重要な会計方針

##### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)満期保有目的債券……………主に償却原価法

(2)その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は主として全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの……………主として移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法……主として総平均法に基づく原価法
4. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産……………定率法と定額法による。

(2)無形固定資産……………定額法による。

(会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。これにより営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益はそれぞれ、663百万円減少している。

(追加情報)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により、取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。

これにより、営業利益、経常利益、及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ、3,606百万円減少している。

5. 繰延資産の処理方法

(1)社債発行費……………支出時に全額費用として処理している。

(2)株式交付費……………支出時に全額費用として処理している。

6. 重要な引当金の計上基準

(1)貸倒引当金……………金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については主に貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2)退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。

(3)役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

なお、当社は平成18年4月28日の取締役会において、同年6月29日定時株主総会終結のときをもって役員退職慰労金の支給ならびに在任役員に対する打切り支給を決議した。当連結会計年度末において未支給の金額については、固定負債その他として計上している。

(4)製品補償引当金……………製品の品質に関する補償費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上している。

(5)環境対策引当金……………ポリ塩化ビフェニル (PCB) の撤去や土壌改良工事等の環境関連費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上している。

7. リース取引の処理方法……………リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、主として通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
8. ヘッジ会計の方法
- (1)ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用している。  
なお、為替予約について振当処理の要件を満たしているものは振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしているものは特例処理を採用している。
- (2)ヘッジ手段とヘッジ対象
- 金利スワップ……………借入金  
為替予約……………外貨建売掛債権、外貨建買入債務等  
地金先物取引……………原材料、仕掛品
- (3)ヘッジ方針……………借入債務、確定的な売買契約等に対し、金利変動、為替変動及び原材料価格変動等のリスクを回避することを目的としてヘッジを行なっている。
- (4)ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その基礎数値の価格に起因する部分以外の部分を除外した変動額の比率によって有効性を評価している。
9. 消費税等の会計処理方法……………税抜処理を採用している。
10. 連結子会社の  
資産及び負債の評価に関する事項……………全面時価評価法を採用している。
11. のれん及び負ののれんの  
償却に関する事項……………原則として5年間で均等償却を行っており、効果の発現する期間を合理的に見積ることが可能なものは、その見積り年数によっている。但し、金額に重要性がない場合には、発生時に一時償却している。米国において発生し、金額に重要性がある場合には米国会計基準書第142号にもとづき、耐用年数が確定できないと判断された無形固定資産については均等償却せず、年一回または減損の可能性を示す事象が発生した時点で、公正価額にもとづく減損の判定を行い、簿価を下回っていると判断される場合は、公正価額まで評価損を認識する。
12. 連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用している。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりである。

現金及び預金	50百万円
建物及び構築物	13,687百万円
機械装置及び運搬具	5,198百万円
工具器具備品	407百万円
土地	11,185百万円
投資有価証券	33百万円
合計	30,562百万円

担保付債務は以下のとおりである。

短期借入金	5,146百万円
流動負債その他	105百万円
長期借入金	7,228百万円
固定負債その他	108百万円
合計	12,589百万円

2. 受取手形割引高及び裏書譲渡高

受取手形割引高	714百万円
受取手形裏書譲渡高	25,021百万円

3. 偶発債務

保証債務額	20,329百万円
-------	-----------

【連結損益計算書に関する注記】

環境対策費用

環境対策費用のうち、環境対策引当金繰入額は1,837百万円である。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数

普通株式 706,539,179株

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,471	3.5	平成19年3月31日	平成19年6月27日
平成19年11月8日 取締役会	普通株式	2,441	3.5	平成19年9月30日	平成19年12月7日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成20年6月26日開催の第186回定時株主総会において、普通株式の配当に関する次の議案を付議する予定である。

①配当金の総額	2,440百万円
②1株当たり配当額	3.5円
③基準日	平成20年3月31日
④効力発生日	平成20年6月27日
⑤配当原資	利益剰余金

(3)当連結会計年度の末日における新株予約権等の目的となる株式の種類および数  
該当事項はない。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額	332円61銭
2. 1株当たり当期純利益	21円81銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はない。

【その他の注記】

該当事項はない。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成20年5月9日

古河電気工業株式会社  
取締役会御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 島 秀 雄 ㊟  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 黒 澤 誠 一 ㊟  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鈴 木 聡 ㊟  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、古河電気工業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、古河電気工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第186期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月9日

古河電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役	竹内	浄	㊟
常勤監査役	小川	博正	㊟
社外監査役	藤田	讓	㊟
社外監査役	工藤	正	㊟

以上

# 貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>218,695</b>	<b>流動負債</b>	<b>187,659</b>
現金及び預	1,861	支払手形	971
受取手形	13,788	買掛金	78,848
売掛金	137,732	短期借入金	55,955
製品	4,539	コマーシャル・ペーパー	11,000
原材料	8,278	社債	5,000
仕掛品	10,747	未払金	4,837
貯蔵品	2,111	未払費用	16,761
前渡金	708	未払法人税等	7,264
前払費用	775	前受金	679
繰延税金資産	3,696	預り原料	14
短期貸付金	10,336	製品補償引当金	2,731
未収入金	22,399	環境対策引当金	85
その他金	1,900	設備関係支払手形	70
貸倒引当金	△ 181	その他	3,438
<b>固定資産</b>	<b>319,108</b>	<b>固定負債</b>	<b>204,166</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>96,219</b>	社債	65,000
建物	38,679	長期借入金	91,207
構築物	2,761	繰延税金負債	2,184
機械装置	28,420	退職給付引当金	38,526
車輻運搬器具	151	環境対策引当金	2,185
工具器具備品	2,394	その他	5,061
土地	20,839	<b>負債合計</b>	<b>391,825</b>
建設仮勘定	2,972		
<b>無形固定資産</b>	<b>3,506</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	3,098	<b>株主資本</b>	<b>121,070</b>
施設利用権	4	資本金	69,373
特許	56	資本剰余金	21,447
その他	348	資本準備金	21,446
		その他資本剰余金	0
		自己株式処分差益	0
<b>投資その他の資産</b>	<b>219,382</b>	利益剰余金	35,398
投資有価証券	65,990	その他利益剰余金	35,398
関係会社株	98,385	固定資産圧縮積立金	4,463
関係会社出資	11,399	繰越利益剰余金	30,934
長期貸付金	71,114	自己株式	△ 5,147
その他の金	7,032		
貸倒引当金	△ 34,539	<b>評価・換算差額等</b>	<b>24,908</b>
		その他有価証券評価差額金	23,986
		繰延ヘッジ損益	921
		<b>純資産合計</b>	<b>145,978</b>
<b>資産合計</b>	<b>537,804</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>537,804</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。



# 損益計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

科 目	金 額	
売 上 高	百万円	532,665 百万円
売 上 原 価		483,337
売 上 総 利 益		49,327
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		40,007
営 業 利 益		9,319
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	9,008	
そ の 他	467	9,476
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,358	
そ の 他	1,446	5,804
経 常 利 益		12,991
特 別 利 益		
関 係 会 社 特 別 配 当 金	25,036	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,051	
そ の 他	544	27,633
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,986	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	16,766	
固 定 資 産 処 分 損	759	
環 境 対 策 費 用	2,301	
製 品 補 償 費 用	1,001	
そ の 他	918	23,733
税 引 前 当 期 純 利 益		16,891
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,520	
法 人 税 等 調 整 額	△ 2,076	6,444
当 期 純 利 益		10,446

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

# 株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
<b>平成19年3月31日 残高</b>	69,358	21,229	0	21,230	6,849	23,014	29,864	△ 59	120,393
<b>事業年度中の変動額</b>									
新株予約権行使	14	14		14					28
株式交換による増加		202		202					202
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 2,386	2,386	-		-
剰余金の配当						△ 4,912	△ 4,912		△ 4,912
当期純利益						10,446	10,446		10,446
自己株式の取得								△ 5,090	△ 5,090
自己株式の処分			0	0				1	1
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)									
<b>事業年度中の変動額合計</b>	14	216	0	216	△ 2,386	7,920	5,534	△ 5,088	676
<b>平成20年3月31日 残高</b>	69,373	21,446	0	21,447	4,463	30,934	35,398	△ 5,147	121,070

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
<b>平成19年3月31日 残高</b>	45,495	943	46,438	166,832
<b>事業年度中の変動額</b>				
新株予約権行使				28
株式交換による増加				202
固定資産圧縮積立金の取崩				-
剰余金の配当				△ 4,912
当期純利益				10,446
自己株式の取得				△ 5,090
自己株式の処分				1
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)	△ 21,509	△ 21	△ 21,530	△ 21,530
<b>事業年度中の変動額合計</b>	△ 21,509	△ 21	△ 21,530	△ 20,853
<b>平成20年3月31日 残高</b>	23,986	921	24,908	145,978

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

## 個別注記表

### 【重要な会計方針に関する注記】

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1)満期保有目的債券……………原価法
- (2)子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
- (3)その他有価証券
  - 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法  
評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定
  - 時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法

#### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法…総平均法に基づく原価法

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

- (1)有形固定資産……………①建物（建物附属設備を除く）  
法人税法に規定する耐用年数に基づく定額法
- ②建物（建物附属設備を除く）以外  
法人税法に規定する耐用年数に基づく定率法  
但し、千葉事業所素材工場、三重事業所素材工場・伸銅工場、大阪事業所、日光事業所は定額法による。
- (2)無形固定資産……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法  
その他は、法人税法に規定する耐用年数に基づく定額法による。

#### (3)長期前払費用……………均等償却

##### （会計方針の変更）

当期より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。

これにより、営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益はそれぞれ291百万円減少している。

##### （追加情報）

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により、取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。

これにより、営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益はそれぞれ1,218百万円減少している。

#### 5. 繰延資産の処理方法

- (1)社債発行費……………支出時に全額費用として処理している。

#### 6. 引当金の計上基準

- (1)貸倒引当金……………金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の

- 債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- (2)退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。  
 数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理する。
- (3)役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。  
 なお、平成18年4月28日の取締役会において、同年6月29日定時株主総会終結のときをもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同総会で、退任役員に対する退職慰労金の支給ならびに在任役員に対する打切り支給を決議した。当期末日において未支給の金額については、固定負債のその他として計上している。
- (4)製品補償引当金……………製品の品質に関する補償費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上している。
- (5)環境対策引当金……………ポリ塩化ビフェニル(PCB)の撤去や土壌改良工事等の環境関連費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上している。
7. 収益の計上基準……………一部の長期大型工事(工期が1年を超え、かつ請負金額が原則として10億円以上)については、工事進行基準を採用している。
8. リース取引の処理方法……………リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
9. ヘッジ会計の方法
- (1)ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用している。  
 なお、為替予約について振当処理の要件を満たしているものは振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしているものは特例処理を採用している。
- (2)ヘッジ手段とヘッジ対象
- 金利スワップ……………借入金  
 為替予約……………外貨建売掛債権、外貨建買入債務等  
 地金先物取引……………原材料
- (3)ヘッジ方針……………借入債務、確定的な売買契約等に対し、金利変動、

為替変動及び原材料価格変動等のリスクを回避することを目的としてヘッジを行っている。

(4)ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その基礎数値の価格に起因する部分以外の部分を除外した変動額の比率によって有効性を評価している。

10. 消費税等の会計処理方法……………税抜処理を採用している。  
 11. 連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用している。

**【貸借対照表に関する注記】**

1. (1)受取手形裏書譲渡高 7,695百万円  
 (2)保証債務額 37,090百万円 (うち当社負担額 35,449百万円)  
 2. 有形固定資産の減価償却累計額 247,398百万円  
 3. 関係会社に対する短期金銭債権 100,665百万円  
 関係会社に対する長期金銭債権 71,105百万円  
 関係会社に対する短期金銭債務 61,659百万円  
 関係会社に対する長期金銭債務 27百万円  
 4. 担保資産及び担保付債務  
 担保に供している資産は次のとおりである。  
 建物 6,858百万円  
 土地 798百万円  
 担保付債務は以下のとおりである。  
 短期借入金 720百万円  
 長期借入金 1,400百万円  
 5. 退職給付債務  
 a. 退職給付債務 △ 52,103百万円  
 b. 年金資産 7,660百万円  
 c. 未積立退職給付債務 (a+b) △ 44,442百万円  
 d. 未認識数理計算上の差異 5,916百万円  
 e. 退職給付引当金 (c+d) △ 38,526百万円

**【損益計算書に関する注記】**

1. 関係会社との間の取引高  
 関係会社に対する売上高 191,663百万円  
 関係会社からの仕入高等 238,842百万円  
 営業取引以外の取引高 32,659百万円  
 2. 当社の100%子会社であるFEJ HOLDING INC. (会社清算手続中) が、同社が過年度に納付した法人税の還付をカナダ税務当局から受けた事により、同社より当社に対し分配された残余財産25,036百万円を関係会社特別配当金として特別利益に計上している。  
 3. 環境対策費用のうち、環境対策引当金繰入額は1,602百万円である。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	118,106株	9,111,378株	3,135株	9,226,349株

当期における増加は、取締役会決議による自己株式の取得(8,941,000株)、古河オートモティブパーツ株式会社(現・古河A S株式会社)との株式交換に対する反対株主からの買取請求による取得(157,000株)および単元未満株式の買取請求による取得(13,378株)であり、減少は、単元未満株式の買取請求による売渡である。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	13,353百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	1,807百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	15,676百万円
関係会社株式評価損	54,515百万円
固定資産の減損損失	2,366百万円
その他	5,620百万円
繰延税金資産小計	93,339百万円
評価性引当金	△ 69,888百万円
繰延税金資産合計	23,451百万円

2. 繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△ 3,062百万円
その他有価証券評価差額金	△ 16,456百万円
その他	△ 2,421百万円
繰延税金負債合計	△ 21,939百万円
繰延税金資産の純額	1,511百万円

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している資産として、OA機器、試験測定装置等がある。

【関連当事者との取引に関する注記】

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	古河産業㈱	(直接)100%	あり	当社製品の販売	製品の販売	45,328	売掛金	15,154
子会社	古河エレコム㈱	(直接)100%	あり	当社製品の販売	製品の販売	20,659	売掛金	9,028
子会社	古河電工産業電線㈱	(直接)100%	あり	当社より原材料を供給	製品の販売	19,687	売掛金	6,549
子会社	古河A S㈱	(直接)100%	あり	当社製品の製造	製品の購入	67,879	買掛金	8,200
子会社	古河サーキットフォイル㈱	(直接)100%	あり	当社製品の製造	製品の購入	23,615	買掛金	6,812

属性	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	古河ファイナンス・アンド・ ビジネス・サポート㈱	(直接) 100%	あり	当社及び国内関 係会社の貸付等 の財務支援及び ファクタリング	グループファイ ナンス取引	10,238	短期貸付金	10,238
					ファクタリング 取引	56,547	買掛金	19,170
子会社	FURUKAWA ELECTRIC NORTH AMERICA, INC	(直接) 100%	あり	管理業務を委託	資金の貸付	-	長期貸付金	63,137
子会社	Furukawa Industrial S. A. Produtos Eletricos	(直接) 100%	あり	当社より原材料 を供給	資金の貸付	-	長期貸付金	5,958
関連会社	㈱ビスキャス	(直接) 50%	あり	当社より原材料 を供給	債務保証	9,592	-	-

- (注) 1. 製品の販売及び購入については、市場価格などを勘案した上で、一般の取引条件と同様に決定している。  
2. 資金の貸付条件については、市場金利などを勘案した上で、両者の協議の上決定している。  
3. FEJ HOLDING INC.との取引については、損益計算書に関する注記2を参照のこと。

**【1株当たり情報に関する注記】**

1. 1株当たり純資産額 209円34銭
2. 1株当たり当期純利益 14円90銭

(期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出)

**【重要な後発事象に関する注記】**

該当事項はない。

**【その他の注記】**

該当事項はない。

独立監査人の監査報告書

平成20年5月9日

古河電気工業株式会社  
取締役会御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 小 島 秀 雄 ㊟  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 黒 澤 誠 一 ㊟  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 聡 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、古河電気工業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第186期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第186期事業年度の取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況につきましては、重点的監査項目の一つとして設定し、監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月9日

古河電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役	竹内 浄	㊟
常勤監査役	小川 博正	㊟
社外監査役	藤田 譲	㊟
社外監査役	工藤 正	㊟